

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

令和2年度 保険料額決定通知書を送付します

令和2年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書を送付します。

保険料の納め方については、通知書をご確認ください。

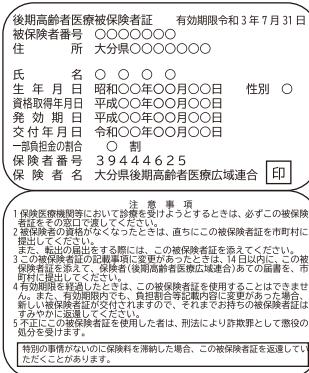
納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納 期 限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月		.	

○特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。

○普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書などで保険料を納めてください。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通知書に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続は必要ありません。

新しい被保険者証（保険証）を送付します

現在お持ちの桃色の被保険者証（保険証）は、7月末で有効期限が切れます。8月以降ご使用いただく被保険者証は7月中旬に送付します。



（保険証イメージ）

新しい被保険者証（保険証）は、書留郵便で送付します。

8月以降は、新しい被保険者証をご使用ください。

○新しい被保険者証は水色で、有効期限は、令和3年7月31日です。

○「一部負担金の割合」は、令和元年中の所得に基づいて判定しています。

○被保険者証は折りたたみタイプです。半分に折って使ってください。

○裏面に臓器提供の意思表示ができます。

○被保険者証は上記の保険料額決定通知書とは別に送付します。

令和2年度 限度額適用・標準負担額減額認定証などの申請受付

外来や入院時に自己負担限度額を超えるような場合、以下の証を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となります。申請先は、住民課保険年金班の窓口です。手続方法など詳細は、お問い合わせください。
※「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、入院時の食事代も減額されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

対象者 令和2年度住民税非課税世帯に属する方

※現在お持ちの方で、令和2年度も該当となる方には、7月中旬に新しい証を送付しますので、手続の必要はありません。

「限度額適用認定証」

対象者 住民税課税所得145～690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する方

※現在お持ちの方で、令和2年度も該当となる方には、7月中旬に新しい証を送付しますので、手続の必要はありません。

【非自発的失業者の保険料の減免について】

解雇などで失業した方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、広域連合または住民課保険年金班にお問い合わせください。

お問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097(534)1771(代)

申請窓口 保険証・認定証に関すること 住民課 保険年金班 ☎(72)1113

保険料に関すること 税務課 住民税班 ☎(72)1114